

7 身体障害者補助犬法の更なる周知について

身体障害者補助犬が使用者とともに円滑に地域社会に受け入れられるためには、使用者と受け入れ側、相互の理解を深めることが重要である。

このため、厚生労働省ではこれまでも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、ポスター・リーフレット等を作成し、地方自治体や関係団体等を通じて配布するなど身体障害者補助犬法の理解の促進に取り組んできたところである（資料1）。

そのような中で、本年7月に盲導犬使用者である視覚障害者の外出中に、活動中の盲導犬が傷害を受けたとされる事件が発生したことは非常に残念なことである。

今後、このようなことが繰り返されないためにも、身体障害者補助犬の意義・役割等について広報啓発活動を通じた一層の理解促進に努めることが必要である。

各都道府県、指定都市、中核市におかれては、管内市区町村、補助犬訓練事業者及び補助犬使用者など関係機関・関係者とも連携を図りつつ、身体障害者補助犬法の更なる周知に努めていただくようお願いする。

なお、広報啓発活動において、既に送付した厚生労働省作成のリーフレット等の追加が必要な場合には追加送付するので、下記連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室社会参加支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線 3073、3006)

身体障害者補助犬法の普及啓発について



社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室



身体障害者補助犬法の概要

(平成14年5月29日 法律第49号)

第一章 総則

- － 【目的】 良質な身体障害者補助犬の育成、身体障害者補助犬使用者の施設利用の円滑化
→身体障害者の自立及び社会参加
- － 【定義】 補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の定義

第二章 身体障害者補助犬の訓練

- － 【訓練事業者の義務】 良質な身体障害者補助犬の育成義務、医療機関等との連携義務、再訓練の実施義務

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

- － 【補助犬使用者の義務】 使用者は身体障害者補助犬の行動を適切に管理

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

- － 【補助犬同伴拒否の禁止】 国等、公共交通事業者等、不特定かつ多数の者が利用する施設における同伴拒否の禁止
- － 【被雇用者の補助犬同伴拒否の禁止】 政令で定める規模の民間企業における同伴拒否の禁止 ※2
- － 【やむを得ない場合の同伴拒否】 施設等に著しい損害を与える場合等、やむを得ず同伴拒否を認める規定
- － 【表示】 補助犬である旨の表示義務

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

※盲導犬については、当分の間、第五章の規定は適用されない(附則第2条)。

- － 【法人の指定】 厚生労働大臣による「認定の業務を行う」法人の指定
- － 【法人の業務】 身体障害者補助犬とするため育成された犬の認定

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

- － 【身体障害者補助犬の衛生確保】 補助犬使用者の予防接種、健診等の受診義務

第七章 雑則

- － 【苦情窓口設置】 都道府県、指定都市、中核市における苦情窓口の設置 ※1

第八章 罰則

- － 【罰則規定】 指定法人に対し、厚生労働大臣への虚偽報告等に対する罰則

○施行日 平成14年10月1日
○一部改正 平成19年12月5日
施行日:平成20年4月1日(※1)
施行日:平成20年10月1日(※2)

厚生労働省ホームページ

いろいろな場所で会おうね。



ほじょ犬ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/index.html>

- 「身体障害者補助犬法」を知っていますか？
 - ・ 関係法令などを掲載しています。
- ほじょ犬情報
 - ・ 補助犬の実働頭数や訓練事業所等の情報を掲載しています。

身体障害者補助犬法広報ツール



「障害者週間」身体障害者補助犬普及啓発イベント（概要）

- 目的 日頃、障害者問題に関心のない一般市民に対し、『身体障害者補助犬法』の周知を図り、正しい理解を促すことで、補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与する事を目的とする。
また、実際の障害者の話を聞くことで、障害者問題を考えるきっかけ作りとする。

	日時	場所	テーマ	内容
平成18年度	12月4日	有楽町マリオン11F 有楽町朝日スクエア	身体障害者補助犬ってなあに？	介助犬訓練士との対談や身体障害者補助犬のデモンストレーションなど、参加者の方が体験できる催しを実施
平成19年度	12月4日		見て、聞いて、体験して、よくわかる補助犬～身体障害者補助犬を知っていますか？	盲導犬・介助犬・聴導犬それぞれのデモンストレーションを実施
平成20年度	12月3日	ららぽーと横浜 (横浜市都筑区)	身体障害者補助犬法ってなんだろう？	盲導犬・介助犬・聴導犬それぞれのデモンストレーション実施、補助犬使用者によるトークショー
平成21年度	12月4日			
平成22年度	12月4日			
平成23年度	12月4日			
平成24年度	9月30日 (1日2回ステージ)	ららぽーと甲子園 (兵庫県尼崎市)	身体障害者補助犬法ってなあに？	
	12月2日 (1日2回ステージ)	ららぽーと横浜 (横浜市都筑区)		
平成25年度	9月29日 (1日2回ステージ)	ららぽーと甲子園 (兵庫県尼崎市)		
	12月7日 (1日2回ステージ)	ららぽーと横浜 (横浜市都筑区)		
平成26年度 (予定)	9月28日 (1日2回ステージ)	ららぽーと甲子園 (兵庫県尼崎市)		
	12月6日 (1日2回ステージ)	ららぽーと横浜 (横浜市都筑区)		

政府広報関係の取りくみ

政府インターネットテレビ

平成22年3月18日 ご理解ください！身体障害者補助犬法

平成24年6月21日 徳光&木佐の知りたいニッポン！
～身体に障がいのある方のパートナー～
ほじょ犬との接し方

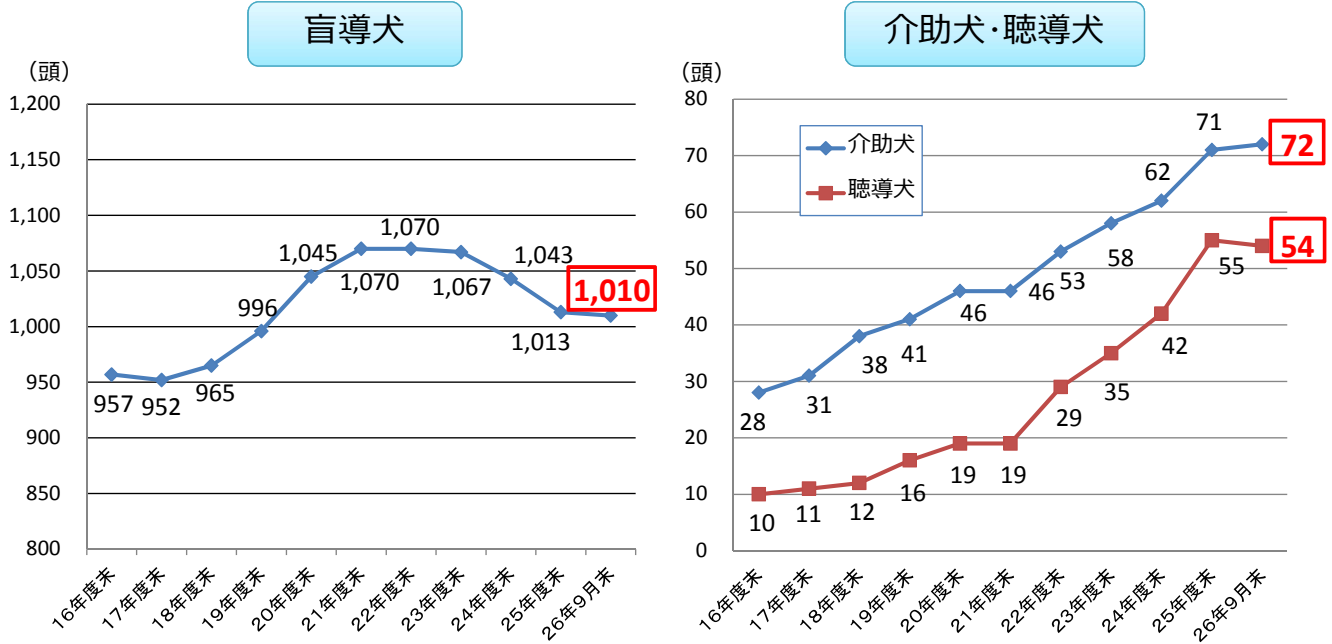
政府広報ラジオ

平成26年5月17・18日 Weeklyニッポン!! (FMラジオ)
政府広報「補助犬法のことをもっと知ってください」

音声広報CD

平成23年7月発行 音声広報CD「明日への声」 Vol.20
「身体障害者補助犬のことを知っていますか？」

(参考1) 身体障害者補助犬実働頭数の推移



※1 毎月初日における実働頭数を掲載（障害部自立支援振興室調べ）

※2 なお、盲導犬実働頭数については、社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会による年次報告書の値である。（H26.3.31現在）

(参考2) 指定法人・訓練事業者の状況

(平成26年10月1日現在)

指定法人

- 身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人
 - ・ 介助犬 7法人
 - ・ 聴導犬 5法人
- 道路交通法施行令に基づく盲導犬訓練施設 11法人

訓練事業者

- 介助犬訓練事業関係 26事業者
 - 聴導犬訓練事業関係 22事業者
- (※ 第二種社会福祉事業届出状況)